

日本セキュリティ・マネジメント学会 表彰規程

JSSM-2-730 2003.06.07 制定 2005.05.12 改訂

2007.11.30 改訂

(目的)

第1条 セキュリティ・マネジメントの進歩や発展・普及に顕著な功績のあるもの、あるいは日本セキュリティ・マネジメント学会(以下「当学会」という。)の運営に貢献したものに対して、当学会が行う表彰を定め、もって基礎研究や応用研究のさらなる発展に資する。

(表彰の種類)

第2条 本学会が行う表彰は次の3種類とする。

1. 功績賞：セキュリティ・マネジメントの発展や当学会の運営に、永年にわたり顕著な貢献をした個人を表彰する。
2. 論文賞：優秀な研究論文等でセキュリティ・マネジメントの理論及び実務の発展に資する業績を表彰する。
3. 特別賞：上記のほか、セキュリティ・マネジメントの発展に顕著な業績を上げたものや、今後多大な貢献が見込める研究者などを特別に表彰する。また、本学会に大きな足跡を残された先達の寄付により創設される学会特別賞を設け、先達の業績や意向により定めた趣旨に沿って優れたものを表彰する。
学会特別賞は複数の特別賞を定めることができ、先達の名を冠して区別することとする。

(功績賞の運営)

第3条 功績賞は、本会会員のなかから選び、授与する。

功績賞の運営は、功績賞運営細則において定める。

(論文賞の運営)

第4条 論文賞は、本会会員のなかから選び、授与する。

論文賞の運営は、論文賞運営細則において定める。

(特別賞の運営)

第5条 特別賞は、本会会員のなかから選び、授与する。また、学会特別賞は、常任理事会の決議を経て決定し、先達個人の名を冠した賞とする。

特別賞の運営は、特別賞運営細則にて定める

(改 廃)

第 7 条 本規程の改廃は、常任理事会の決議を経て行う。

付則 本規定は、平成 17 年 6 月 18 日から施行する。

付則 本規定は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

(以 上)